

平成二十一年総務省令第二十七号

国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令

房令

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十一年政令第七十六号）の施行に伴い、並びに国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第十九条の規定に基づき、国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める省令を次のように定める。

（退職手当支給制限処分書の様式）

第一条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号。以下「法」という。）第十二条

第一項の規定による処分に係る同条第二項の書面の様式及び法第十四条第一項（同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第五項において準用する法第十二条第一項に該当する場合に限る。）又は第二項の規定による処分に係る

同条第五項において準用する法第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第二のとおりとする。

（退職手当支払差止処分書の様式）

第二条 法第十三条第一項の規定による処分に係る同条第十項において準用する法第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第三のとおりとする。

2 法第十三条第二項（同項第一号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第十項において準用する法第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第四のとおりとする。

3 法第十三条第二項（同項第二号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第十項において準用する法第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第五のとおりとする。

4 法第十三条第三項の規定による処分に係る同条第十項において準用する法第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第六のとおりとする。

（退職手当返納命令書の様式）

第三条 法第十五条第一項（同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第六項において準用する法第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第七のとおりとする。

2 法第十五条第一項（同項第三号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第六項又は法第十六条第一項の規定による処分に係る同条第二項において準用する法第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第八のとおりとする。

第四条 法第十七条第一項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書の様式

第五条 法第十七条第一項、第二項又は第三項の規定による処分に係る同条第七項において準用する法第十七条第一項の規定による通知に係る書面の様式は、別記様式第九のとおりとする。

2 法第十七条第一項、第二項又は第三項の規定による処分に係る同条第七項において準用する法第十七条第二項の書面の様式は、別記様式第十のとおりとする。

2 法第十七条第四項又は第五項の規定による処分に係る同条第七項において準用する法第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第十一のとおりとする。

附 則

1 この省令は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

2 次に掲げる省令は、廃止する。

一 退職手当の返納の一時差止処分に関する省令（平成元年総理府令第六号）

二 退職手当の支給の一時差止処分に関する省令（平成九年総理府令第四十四号）

（施行期日）

附 則（平成二十八年二月一九日内閣官房令第一号）抄

1 この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

附 則（平成二十八年二月一九日内閣官房令第一号）

この内閣官房令は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（令和元年六月二八日内閣官房令第二号）抄

（施行期日）
第一条 この内閣官房令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二六日内閣官房令第一号）

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

別記様式第一（第1条第1項関係）（表面）

【文書番号】
年月日

退職手当支給制限処分書

殿

（退職手当管理機関）

国家公務員退職手当法 第12条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として（被告を代表する者は(3)）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金	円
(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

別記様式第一（裏面）

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年月日	(勤続期間)
(退職年月日)	年月日	年月
(退職時の勤務官署又は事務所)		
(退職時の職名)	(退職時の俸給月額) 円 (職級号俸)	
(支給制限処分の理由)		
(国家公務員退職手当法施行令第17条で定める事情に關し拠案した内容についての説明)		

備考1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
 2 勤続期間とは、国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
 3 不要の文字は、抹消すること。

別記様式第二（第1条第2項関係）（表面）

【文書番号】
年月日

退職手当支給制限処分書

殿

（退職手当管理機関）

国家公務員退職手当法 第14条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に（1）に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

（処分前の一般の退職手当等の額）	円
（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）	円

別記様式第二（裏面）

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年月日	（勤続期間） 年月 （退職年月日） 年月日
（退職時の勤務官署又は事務所）		
（退職時の職名）	（退職時の俸給月額） 円 (職級号俸)	
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由）		
（国家公務員退職手当法施行令第17条で定める事情に關し拠案した内容についての説明）		

備考1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
 2 勤続期間とは、国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
 3 不要の文字は、抹消すること。

別記様式第三（第2条第1項関係）（表面）

【文書番号：】
年　月　日

退職手当支払差止処分書

殿

（退職手当管理機関）

国家公務員退職手当法第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めることとする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に（1）に対してすることができます。また、この処分を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この処分を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年　月　日	(勤続期間)
(退職年月日)	年　月　日	年　月

別記様式第三（裏面）

(退職時の勤務官署又は事務所)	
(退職の職名)	(退職時の俸給月額) 円 (　職　級　号俸)
(支払差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し)	

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）
- 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止めする必要がなくなったと認める場合

備考1 （1）には審査請求をすべき行政手続、（2）には処分の取消しの申立てをすべき行政手続を、（3）には取消しの訴えの被告とすべき者を、（4）には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
2 勤続期間とは、国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

別記様式第四（第2条第2項関係）（表面）

【文書番号：】
年　月　日

退職手当支払差止処分書

殿

（退職手当管理機関）

国家公務員退職手当法第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めることとする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に（1）に対してすることができます。また、この処分を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年　月　日	(勤続期間)
(退職年月日)	年　月　日	年　月

別記様式第四（裏面）

(退職時の勤務官署又は事務所)	
(退職時の職名)	(退職時の俸給月額) 円 (　職　級　号俸)
(公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰則：)	

（支払差止処分の取消し）
この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事件に關しに逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事件につき無罪の判決が確定した場合
- この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であって、国家公務員退職手当法第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合
- この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事件に關し起訴をされることなく、かつ、国家公務員退職手当法第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止めが必要なくなったと認める場合

備考1　(1)には審査請求をすべき行政手続を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政手続を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2　勤続期間とは、国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

別記様式第五（第2条第3項関係）（表面）

【文書番号：】
年 月 日

退職手当支払差止処分書

殿

（退職手当管理機関）

国家公務員退職手当法第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めることとする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に（1）に対してすることができます。また、この処分を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	年 月

別記様式第五（裏面）

(退職時の勤務官署又は事務所)	
(退職時の職名)	(退職時の俸給月額) 円 (職 級 号俸)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事件に関するに逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事件につき無罪の判決が確定した場合</p> <p>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、国家公務員退職手当法第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合</p> <p>3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事件に起訴をされることなく、かつ、国家公務員退職手当法第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合</p> <p>4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止めが必要なくなったと認める場合</p>	

備考1 (1)には審査請求をすべき行政手続を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政手続を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

別記様式第六（第2条第4項関係）（表面）

【文書番号：】
年 月 日

退職手当支払差止処分書

殿

（退職手当管理機関）

国家公務員退職手当法第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めること。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に（1）に対してすることができます。また、この処分を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	年 月

別記様式第六（裏面）

(退職時の勤務官署又は事務所)		
(退職時の職名)	(退職時の俸給月額)	円 (職 級 号俸)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)		
(支払差止処分の取消し)		

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。

- 1 この処分を受けた者が国家公務員退職手当法第14条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合
- 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止めが必要がなくなったと認める場合

備考1 （1）には審査請求をすべき行政手続、（2）には処分の取消しの申立てをすべき行政手続を、（3）には取消しの訴えの被告とするべき者を、（4）には取消しの訴えの被告とするべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

別記様式第七（第3条第1項関係）（表面）

【文書番号：】
年 月 日

退職手当返納命令書

殿

（退職手当管理機関）

国家公務員退職手当法第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に（1）に対してことができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁判の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（国家公務員退職手当法第15条第1項の規定により控除される喪業者退職手当額）	円

別記様式第七（裏面）

（退職をした者の氏名）
（返納命令の理由）
（国家公務員退職手当法施行令第17条で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に關し勘案した内容についての説明）

備考　（1）には審査請求をすべき行政を、（2）には取消しの訴えの被告とすべき者を、（3）には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

別記様式第八（第3条第2項関係）（表面）

【文書番号：】
年 月 日

退職手当返納命令書

殿

（退職手当管理機関）

国家公務員退職手当法 第15条第1項 第16条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として（被告を代表する者は(3)）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(国家公務員退職手当法 第15条第1項 第16条第1項 の規定により控除される失業者退職手当額)	円

別記様式第八（裏面）

(退職をした者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(国家公務員退職手当法施行令第17条で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に關し勘案した内容についての説明)

備考1 (1)には審査請求をすべき行政手続を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

別記様式第九 (第4条関係) (表面)

【文書番号：】
年 月 日国家公務員退職手当法第17条第1項に規定する
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

殿

(退職手当管理機関)

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般的の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、国家公務員退職手当法第17条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般的の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

別記様式第九 (裏面)

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(国家公務員退職手当法第17条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

別記様式第十（第五条第一項関係）（表面）

【文書番号】
年 月 日

退職手当相当額納付命令書

殿

（退職手当管理機関）

第17条第1項
国家公務員退職手当法 第17条第2項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支
第17条第3項
払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ぜる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に（1）に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（国家公務員退職手当法 第17条第2項 の規定により控除される失業者退職手当額）	円

別記様式第十（裏面）

（退職をした者の氏名）
（退職手当の受給者の氏名）
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由）
（国家公務員退職手当法施行令第17条及び第18条で定める事情に關し勘案した内容についての説明）

備考1 （1）には審査請求をすべき行政を、（2）には取消しの訴えの被告とすべき者を、（3）には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

別記様式第十一（第5条第2項関係）（表面）

【文書番号：】
年　月　日

退職手当相当額納付命令書

殿

（退職手当管理機関）

国家公務員退職手当法 第17条第4項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に（1）に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（国家公務員退職手当法 第17条第4項 第17条第5項 の規定により控除される失業者退職手当額）	円

別記様式第十一（裏面）

（納付命令の理由）
（国家公務員退職手当法施行令第17条及び第18条で定める事情に関し勘案した内容についての説明）

備考1　（1）には審査請求をすべき行政庁を、（2）には取消しの訴えの被告とすべき者を、（3）には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。